

(別表1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### 1 現 状

#### (1)地域の災害等リスク (岩国市地域防災計画より)

岩国市の地勢は、県最東端部に位置し市町村合併により市域が拡大し、面積は、873.85 ㎏で、県内で2番目に大きな市域面積を有している。南東側は瀬戸内海広島湾に臨み、北は島根県益田市、吉賀町、東は、山口県和木町、広島県大竹市、廿日市市に接し、西は周南市、南は柳井市、光市とそれぞれに接している。西中国山地国定公園に源を発する錦川沿川の山地山嶺地帯、錦川下流の三角州を中心とする平坦部等よりなっており、標高別にみると20m以下が全市域の5%弱で山地部が多く、標高差は、中心市街地部の2mから宇佐の県内最高峰の寂地山1,337mとなっている。合併に伴う可住地面積は、173.32 ㎏と拡大したが、可住地面積割合は、19.9%と県の平均を8.7ポイント下回り、残る約80.1%は急峻な山林などで占められており、地形的に厳しい条件下にあり、地形の急峻さから常時、土砂災害の危険性を抱えている。海岸総延長は約24kmであり、この海岸は岩国港を除きほとんど遠浅で、干拓、埋立等により造成されてきた。気候は、沿岸部が内海型の温暖な気候であるのに対し、内陸部は山地型で沿岸部に比べ、平均気温は2~3℃低く、降水量は400mm~600mm多くなっている。

当会議所管内(旧岩国市)における災害リスクは岩国市が作成したハザードマップにより下記の通り想定される。

#### ①洪水：ハザードマップ

近年、大規模な被害が発生した災害としては、平成17年9月の台風第14号があり、住家・非住家被害は1,769棟にのぼり、そのうち床上浸水が731棟、床下浸水が678棟と、被害の大半が浸水被害となっている。

岩国市のハザードマップによると、錦川流域では2m以上の浸水が予想されているが、当会議所が立地する市街地地域においては、0.5m未満の浸水が想定される。商工業者へのリスクとしては設備、在庫、什器の損壊や周辺道路の冠水(国道2号・188号等)による物流のストップ、サプライチェーンの断絶、多額の復旧費用が想定される。平成17年9月の台風14号では錦帯橋周辺の旅館・飲食店、土産物店が床上浸水被害を受け、長期休業を余儀なくされた。

#### ②土砂災害：ハザードマップ

岩国市においては、土砂災害警戒区域が3,899箇所、土砂災害特別警戒区域が3,639箇所指定され、県内では、下関市に次いで2番目となっているが、土石流危険渓流の指定箇所数は、県内で2番多く2,705箇所指定されている。また、地すべり危険箇所の指定箇所数でも59箇所指定され、長門市に次いで2番目となっている。

岩国市のハザードマップによると、山間地域には崖崩れ等、土砂災害が生じる恐れがあるが、事業所が集積している市街地は、商工会館を含め災害区域として想定されていない。

商工業者へのリスクとしては土砂災害による通行止めにより原材料が入らない、製品が出荷できないといった「物流リスク」や中山間地域の店舗や工場では、従業員の通勤や顧客の来店が不可能になる等のリスクが想定される。平成17年9月の台風14号では宿泊施設で豪雨により施設への唯一のアクセス道路が土砂崩れで遮断されたことで、宿泊客の受け入れ不能や、物資が届かないことによる休業が発生している。

### ③津波・高潮：ハザードマップ

過去における顕著な被害は、昭和 17 年 8 月の台風第 16 号によって川下沖、尾津沖の堤防が 12,200m にわたって決壊し、被害は死者 42 名、行方不明 4 人、流失家屋 162 戸、浸水田畑 1,500 ha に及び甚大な損害をもたらした。岩国市のハザードマップによると、南海トラフ巨大地震のデータを基に最大クラスの津波が発生した際、沿岸部において最大 2m 以上 3m 未満の津波が予想されている。当会議所が立地する市街地地域においても 0.3 m 以上～1.0m 未満の津波が予想されている。

商工業者へのリスクとしては臨海部の工業地帯（化学・製紙等）において、海水による設備の腐食、発電設備の故障、原材料の流出などが想定される。また岩国駅周辺の商業施設では店舗の浸水による商品・什器等の損害、営業停止が想定される。平成 17 年 9 月の台風 14 号では製紙工場において高潮による冠水や塩害による電気系統のトラブル、物流に停止等が発生。商店街ではアーケード内の店舗で床上・床下浸水による商品・什器（棚や冷蔵庫等）の故障や海水を含んだ泥の清掃作業に数日間を要し営業停止を余儀なくされた。

### ④地震：J-SHIS

地震による被害については、平成 13 年 3 月の芸予地震において震度 5 強を記録し、国道 188 号岩国市萩原水道管破裂、JR 西日本徐行運転：岩徳線（岩国～周防高森）、岩国港一部岸壁で被災のため利用禁止。その他、岸壁、物揚場等にクラック等が発生した。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 70% 以上の確率で発生すると言われている。

商工業者へのリスクとしては臨海部の工業地帯（化学・製紙等）において、精密機械やボイラー、生産ラインの破損による数ヶ月単位での操業停止が想定される。また市内の取引先や物流網が止まることで、原材料が入らない、製品を出荷できない状態に陥ることが想定される。

市街地の商業・観光地では在庫の全損、ライフラインの停止、観光資源の毀損、キャンセルリスク等が想定される。平成 13 年 3 月の芸予地震ではコンビナート地帯各社で生産ラインが一時停止し、再稼働までの点検ロスによる経済的損害が発生している。

### ⑤その他特に想定されるリスク

平成 30 年 7 月 5 日から 7 月 8 日にかけて、九州北部から北海道の広い範囲で停滞した前線による豪雨災害が発生した。岩国市では、7 月 6 日から 7 日未明にかけて、岩国市玖珂で 1 時間雨量 76 ミリを記録するなど非常に激しい雨が降り続いたことにより、各地で被害が相次いだ。人的被害としては、土砂崩れなどにより死者 3 人、軽傷 5 人となっている。住家被害は 675 棟にのぼり、全壊 16 棟、大規模半壊 9 棟、半壊 287 棟、床上浸水 54 棟、床下浸水 309 棟となっている。このように、山口県内でも岩国市の被害が最も大きかったことから、災害救助法が適用された。

### ⑥感染症、サイバー攻撃等

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。過去には市内の飲食店で大規模クラスターが発生したことにより、飲食店への客足が一時的に急減し、風評被害や営業自粛を余儀なくされた。外出自粛や夜間の営業時間短縮要請により、特に居酒屋や接待を伴う飲食店の売り上げが前年同月比で 50% 以上減少する時期もあった。

また、商工業者にとってサイバー攻撃は経営基盤を揺るがす重大なリスクとなっている。当市には石油コンビナートや製紙工場など大規模な製造拠点が集まっており、多くの地元中小・小規模事業者がそのサプライチェーンに組み込まれている。セキュリティが強い大企業を直接狙うのではなく、対策が手薄な地元事業者を攻撃の足掛かりとされサイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等が想定される。

## (2)商工業者の状況

- ・商工業者等数 3,897人
- ・小規模事業者数 3,153人 (統計いわくに2024年版より)

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は7人であるが、中小企業庁 HP 「事業継続力強化計画」認定事業者一覧にて把握するのみとなっている。現時点では会議所独自での把握をしていない状況。今後は、窓口相談・巡回指導やセミナー開催等にてヒアリング・アンケート調査を行い確認する予定。)

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	331	327 (2)	地区内に広く分散している
	製造業	177	157 (1)	沿岸部に多い
	卸小売業	903	781 (0)	地区内中心部に集積している
	飲食宿泊業	359	332 (1)	地区内中心部 (麻里布地区) に多い
	サービス業	1,680	1,234 (2)	地区内に広く分散している
	その他	447	322 (1)	地区内広く分散している

## (3)これまでの取組

### 1.当市の取組

- ① 防災計画の策定 (令和7年3月策定)
- ② WEB版ハザードマップの策定・掲載 (平成30年5月)
- ③ 防災訓練の実施 (年1回実施)
- ④ 防災備品の備蓄
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (令和6年4月修正)
- ⑥ 感染症情報提供体制の構築及び経済支援策の実施  
(いわくに経営応援助成金・新型コロナウイルス対策融資保証料補給補助金 他)

### 2.商工会議所の取組

- ① 事業者BCPに関する国の施策の周知 (会報誌への折込)
- ② 各種専門家派遣制度を活用した相談対応
- ② 損害保険の加入促進 (パンフレットの配布・会報誌への折込・窓口案内)
- ③ 事業継続力強化に関するセミナーを開催 (三井住友海上火災保険株式会社と連携)

### 3.事業継続力強化支援計画の実施状況

- ① 市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 60者
- ② 事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 2者

- ③ 市内主要産業である小売・サービス・製造業の小規模事業者による  
事業継続力強化計画策定数 2者
- ④ 事業継続力強化に関するセミナー 年2回
- ⑤ 防災訓練の実施 年1回

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組み状況を把握できていない。
- ② 緊急時の取組みや協力体制、具体的なマニュアル等の整備について当会、当市関係部署との間で十分な協議ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が充分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所の経営指導員等職員が不足している。

### 【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や窓口相談・巡回指導・セミナー開催時のヒアリング、アンケート調査等で把握する。
- ② 当市商工振興課、危機管理課、当会議所で年1回の協議会を開催する。
- ③ 当会議所職員向けの研修会や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。また、保険・共済に対する助言を行える当会議所の経営指導員等職員の不足については各保険会社・金融機関、その他支援機関と連携をして対応する。

## 3 目標

- 1. 地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知及びBCP対策の普及・啓発の強化に努める。
- 2. 市内の主要産業である小売・サービス業が多く集積する麻里布地区と製造業が多く集積する臨海部の工業地帯を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
- 3. 事業者BCPの策定支援に加えて、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 当会議所会報（2回程度/年）、HP等による周知活動（BCP策定・損害保険加入等）
- ② セミナー等におけるBCP対策の周知（セミナー開催：1回/年）
- ③ 市内全体の事業者BCPの策定（2件）
- ④ 主要産業である小売・サービス・製造業の小規模事業者のBCP策定（2件）
- ⑤ 地域経済の中心である麻里布地区の小規模事業者のBCP策定（2件）

また上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

#### (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ① 経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や窓口相談・巡回指導・セミナー開催時のヒアリング、アンケート調査等で取組状況を把握する。
- ② 自治体等と連携し市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

#### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ① 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ② 商工会議所会報（2回程度/年）や広報いわくに、当会議所及び岩国市のホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等の即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定の重要性や実効性のある取組の推進、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### (3) フォローアップ

- ① 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認し計画期間終了後の再策定・再申請へ繋げる指導を行う。
- ② 自然災害が発生したと仮定し、自治体等との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

#### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ① 当会議所広報誌やセミナー等での事業継続力強化に関する好事例や防災・減災の取組内容を共有する
- ② 各業界団体・サプライチェーン向けに定期的な情報提供を実施する。

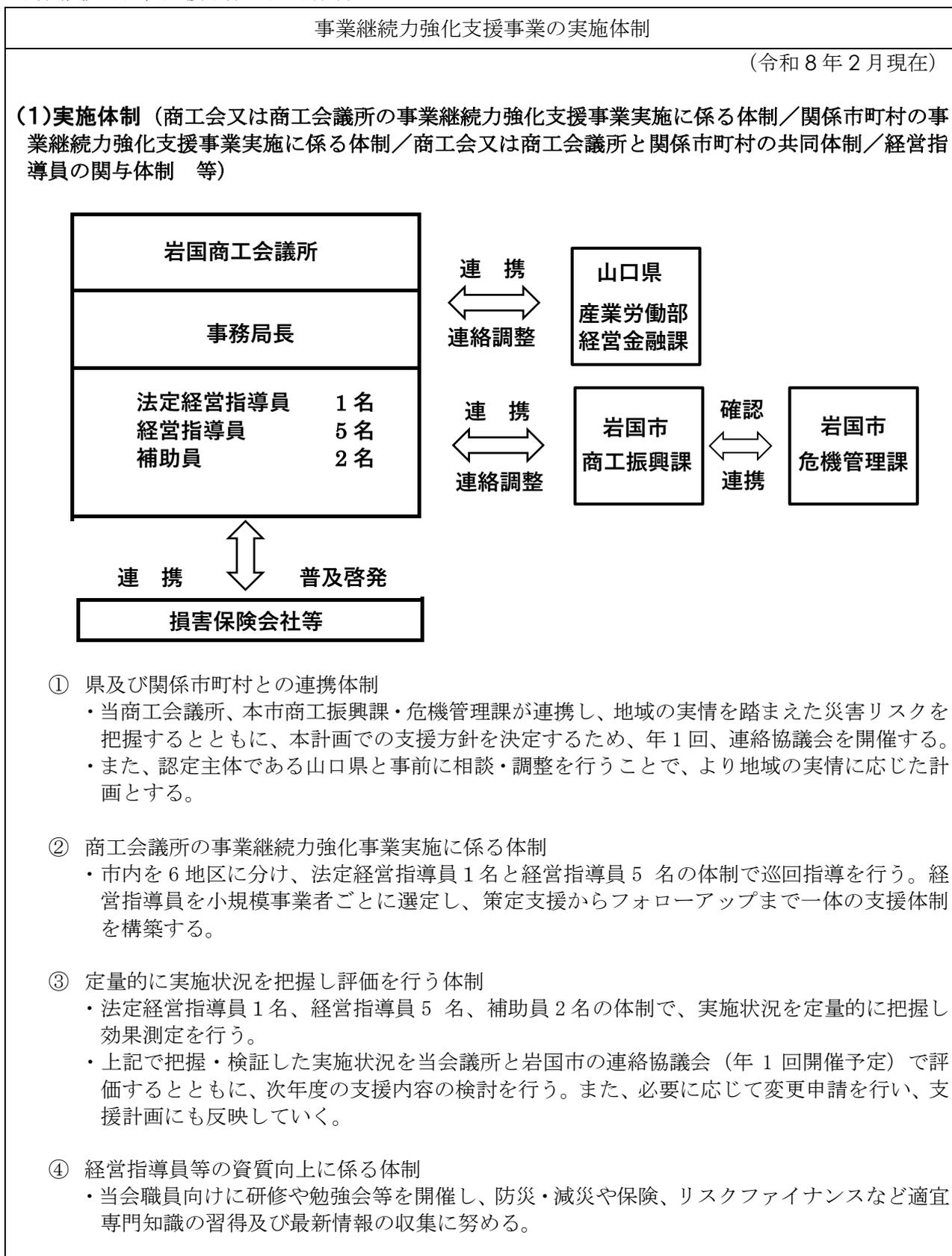
#### (5) 関係団体等との連携

- ① 連携協定を結ぶ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介を実施する。
- ② 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ③ 連携協定を結ぶ損害保険会社や各金融機関に専門家の派遣を依頼し、リスクファイナンスに係わるセミナーや相談会を実施する。
- ④ 当市における事業継続力強化支援に係る情報交換を実施する。（岩国市・岩国商工会議所・岩国西商工会・やましろ商工会）

また上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

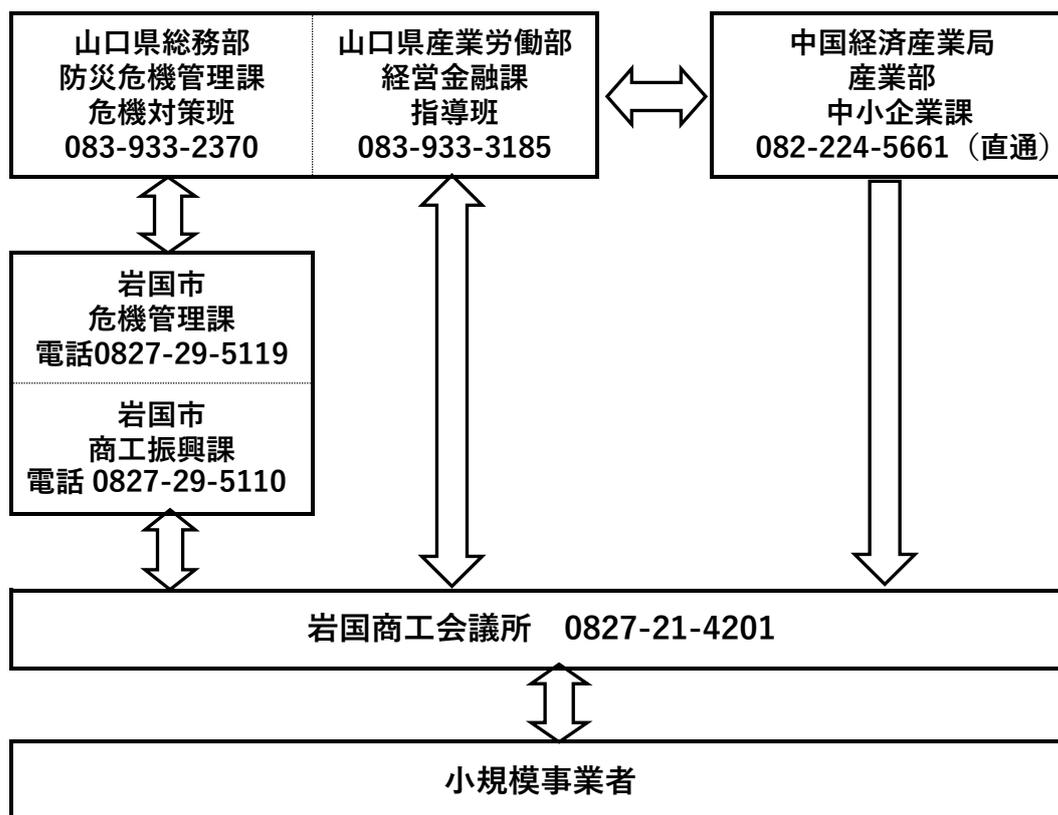
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



### ＜発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ① 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③ 当会議所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ確認しておく。
- ④ 当市は当会議所と当市が共有した情報を、山口県（総務部 防災危機管理課）へ報告する。
- ⑤ 当会議所と当市は、感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会議所と当市が共有した情報をメール又はファックスにて山口県へ報告する。



### (2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先  
経営指導員 米本 拓郎（連絡先は後述）
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言  
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画の取組実施における目標・指標の
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ
- ③ 当該経営指導員による情報の提供及び助言  
経営指導員 米本 拓郎は施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

### (3)商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

岩国商工会議所 中小企業相談所  
〒740-8639 山口県岩国市今津町 1-18-1  
TEL : 0827-21-4201/FAX : 0827-21-4646  
E-mail : soudan@icci.or.jp

②関係市町村

岩国市役所 商工振興課  
〒740-8585 山口県岩国市今津町 1-14-51  
TEL : 0827-29-5110/FAX : 0827-22-2866  
E-mail : shoukou@city.iwakuni.lg.jp

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	530	530	530	530	530
専門家派遣	165	165	165	165	165
セミナー開催費	165	165	165	165	165
防災・感染症対策費	100	100	100	100	100
広報費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

#### 調達方法

会費収入、山口県補助金、岩国市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

